

中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

1. 基本方針

(1) 業務環境

1) 福島県の景気動向

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）拡大による緊急事態宣言の発出などにより経済活動が大きく落ち込み、また更なる影響の長期化懸念などから停滞感が漂い、足元では業種間の影響度合いにも違いが出てきています。今後のワクチン接種の広がりや新しい生活様式に対応した需要、経済社会のグリーン化・デジタル化、東京五輪などに期待が持たれるものの、雇用・所得環境は企業の業績不振により一層厳しさを増す可能性があり、個人消費の下押しが懸念されます。

感染再拡大による2度目の緊急事態宣言が首都圏以外にも広がり、本県においても観光支援施策の一時停止や、県独自の外出自粛要請と飲食店の時短要請が県内全域になされるなど厳しい状況が続く、未だクラスターが発生するなど先行不安な状況にあります。飲食や宿泊など落ち込んだ消費の回復までは時間を要するとみられ、景況感の悪化が加速し、予断を許さない状況が続いています。

2) 中小企業を取り巻く環境

経済のグローバル化やIT化、地球環境・エネルギー問題、SDGsや働き方改革への取り組みのほか、急速に進む人口減少や少子高齢化、後継者難や人手不足といった我が国の構造的課題も顕在化し、加えて根強い風評の払拭や浜通り地域の復興・再生、東日本台風等災害からの復旧など、復興途上にある本県中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）は、いまだ多くの課題を抱えています。

そのような中、世界的コロナ禍は社会・経済に深刻な打撃を与え、中小企業者は感染症対策に取り組みながら、経営改善や持続可能な事業への再構築を進め、企業存続に努めていかなければなりません。政府の手厚い支援等により、企業倒産の表面化こそ抑えられているものの、休廃業は増加傾向にあり、コロナ禍の拡大と長期化により苦境はより一層深まっている状況にあります。

(2) 業務運営方針

当協会は、これまで同様、地域に根差す公的保証・支援機関として、東日本大震災と原子力災害（以下、「震災」という。）及び東日本台風被害からの復興再生とコロナ禍における中小企業者支援へ最優先に取り組む一方、事業承継をはじめとする経営支援の着実な推進、金融機関との適切なリスク分担と連携強化により、地域経済の下支え・活性化に努めます。とりわけ、利用者が保証料を支払う価値があると思えるよう、顧客目線に立ち、電子化等による利便性や有用性を高めたサービスの提供へ取り組み、利用度の向上を図ります。

取り組みにあたっては引き続き「ブラッシュアップ バリューアップ グローアップ」の3つのアップをスローガンに、中小企業者の事業改善、経営力向上、成長発展を伴走支援していくとともに、当協会自らも、業務の継続的改善、質的向上を図り、変化に対応できる組織づくりに努めます。

1) 福島の復興・創生とウィズコロナ・アフターコロナに向けた取り組み

震災から10年が経過し、復興・再生は着実な歩みをたどってきているものの、根強い風評や浜通り地域の復興・再生等、福島の復興には令和3年度からの「第2期復興・創生期間」においても中長期的な対応が必要です。さらに、東日本台風やコロナ禍による甚大な被害も重なり、県内中小企業者の状況は地域・業種等によっても差が生じています。

このため、復興や回復の進捗が異なる各中小企業者の適切な状況把握と、きめ細かな対応により支援に万全を期すとともに、経営改善・事業再生支援等を通じて、地域経済の力強い回復に向け取り組みます。

<初年度目（令和3年度）における取り組み方針>

- ① 継続された「震災関連保証」を活用し被災中小企業者の個々の復興段階に応じたきめ細かで適切な金融支援に努めます。また特に浜通り地域についてはイノベーション・コースト構想による創造的復興に向けた取り組みを行います。
- ② 東日本台風や新型コロナにより甚大な被害を受けている中小企業者に対し、経営改善に向けた企業支援を行い、事業継続を後押しします。
- ③ 創業予定者また創業間もない先に対する創業関連制度の周知や支援により、創業意欲の高揚、創業後の企業体力の強化に寄与していきます。

- ④ 経営者が高齢化している中小企業者に対し、税理士や金融機関等と連携し事業承継の必要性を丁寧に説明し理解を得て承継諸制度によるスムーズな承継に繋がります。
- ⑤ 「経営者保証を不要とする取り扱い」に適切に対応し、経営者や承継者の負担を軽減します。
- ⑥ 中小企業者の経営状況やニーズを把握し各々の実情に即した保証制度の提案・提供を行い、利用度の向上に繋がります。

< 2年度目（令和4年度）、3年度目（令和5年度）における取り組み方針 >

前年度の実施状況・評価を踏まえ、引き続き推進に努めます。

2) 金融機関との適切なリスク分担、連携への取り組み

信用補完制度は我が国における中小企業金融の重要な柱であり、公的保証・支援機関として中小企業者の安定的な資金調達と経営改善等を支援するため、引き続き金融機関との適切なリスク分担、連携強化を推進します。

< 初年度目（令和3年度）における取り組み方針 >

- ① 金融機関の支援方針を踏まえて柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせ、中小企業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を図ります。
- ② 各関係機関との連携・協力を推進することにより、中小企業者の経営改善や事業再生を着実に進めていきます。
- ③ 公的保証・支援機関としての各種施策を実施し、金融機関や関係機関に信用補完制度の理解と協力体制の構築に努めます。

< 2年度目（令和4年度）、3年度目（令和5年度）における取り組み方針 >

前年度の実施状況・評価を踏まえ、引き続き推進に努めます。

3) 経営支援、事業再生への取り組み

創業や事業承継等、中小企業者は様々な課題を抱えている中で、新型コロナの影響により経営環境は大きく変化しています。金融機関、関係機関との連携・協力をこれまで以上に深めることで、課題の変化・複雑化に応じ支援の仕方を進化させながら、中小企業者の発展に貢献し、ひいては地域経済の活性化に努めます。

<初年度目（令和3年度）における取り組み方針>

- ① 個別の中小企業者のライフステージに応じた効果的な経営支援を展開します。特に、新型コロナの影響を受ける中小企業者については、現状の把握、問題点・課題の共有に努め、金融機関及び関係機関と連携し、また、金融機関の伴走支援を中小企業者のアラーム機能として、本支店が一体となり必要に応じた経営支援メニューを最大限に活用することで、経営改善、事業継続を支援します。
- ② 延滞、事故、経営改善が容易ではない中小企業者については、金融機関、関係機関との連携により早期の対応に努め、最善策、支援策に取り組むことで事故の未然の防止と代位弁済の抑制を図ります。
- ③ 事業再生については、地域経済への影響を考慮しつつ、金融機関、関係機関と連携し、求償権放棄、不等価譲渡、資本的劣後化等、抜本再生、円滑な廃業（再チャレンジ）支援に取り組めます。
- ④ 連携体の構成機関間の情報共有、意見交換に努め、連携の効果の最大化により、中小企業者への貢献に取り組めます。
- ⑤ 専門家派遣を行った中小企業者を中心に、支援前後の財務データの評価や定性情報を比較することにより、経営支援の効果的な実施に向けた検証を行います。

<2年度目（令和4年度）、3年度目（令和5年度）における取り組み方針>

前年度の実施状況・評価を踏まえ、引き続き推進に努めます。

4) 中小企業者の実情を踏まえた管理・回収への取り組み

求償権回収環境は厳しい状況下にあることから、「回収部門における基本ポリシー」を踏まえ、引き続き初動を徹底した早期回収に努めつつ、管理コストを考慮した対応や関係者の実情を踏まえた細やかな対応を行うとともに、サービスの有効活用等により、効果的・効率的な回収に取り組みます。

<初年度目（令和3年度）における取り組み方針>

- ① 震災の被災者については、実態把握に努め、実情に即したきめ細かな対応と継続した折衝により回収の促進に取り組みます。
- ② 初動を徹底し、早期に実態把握に努め、適切かつ効果的な回収方針を決定し早期解決を図ります。
- ③ 実情を踏まえ求償権の回収上有利であると判断される場合、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用し回収を促進します。
- ④ サービスと回収方針等を協議し情報共有を図り、効率的な回収に取り組みます。

<2年度目（令和4年度）、3年度目（令和5年度）における取り組み方針>

前年度の実施状況・評価を踏まえ、引き続き推進に努めます。

5) 信頼され、求められる存在となるための取り組み

地域に根差す公的保証・支援機関として、信用保証業務はもとより、経営支援や事業再生など時代の要請に対応し、中小企業の発展と地域経済の活性化に寄与していくため、広い視野と高い専門性を持つ人材の育成、財務基盤の強化等による強い組織づくり、働き方改革や健康経営の実践による生産性や企業イメージの向上、電子化や広報、内・外部との連携強化による効率的かつ効果的な業務運営、法令等遵守とリスクマネジメントの強化などによる一層の信頼醸成へ取り組みます。

<初年度目（令和3年度）における取り組み方針>

- ① 採用活動や研修内容の充実、外部機関への派遣、資格取得の奨励等により、より良い人材の確保と育成を図ります。
- ② 業務の効率化や電子化、働き方改革、健康経営、ワーク・ライフ・バランス等の推進により、組織の活性化と生産性や企業イメージの向上を図ります。
- ③ 効率的な経営と安全性に配慮した効果的な資金運用に努めるとともに、補助金・損失補償の拡充などの財政支援についても継続的に要望していきます。
- ④ 信用保証協会の業務や取り組みを通じて、社会的課題解決と持続可能な社会の実現に貢献します。
- ⑤ 継続的かつ効果的な広報活動により信用保証協会の認知度向上を図ります。
- ⑥ システムの安定運用と保証業務の電子化や保証制度の創設・変更等に伴うシステム対応等について、保証協会システムセンターと連携して取り組みます。
- ⑦ 適正な業務運営に資するよう内部検査態勢の充実を図ります。
- ⑧ 令和3年度コンプライアンス・プログラムを策定し、法令の遵守と部署間連携による全社的なリスクマネジメントの推進に努め、コンプライアンス態勢の強化を図るとともに、個人情報漏えい防止や個人情報保護法等の周知徹底により適切な情報管理に努めます。
- ⑨ 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止に取り組みます。
- ⑩ 事業継続計画の点検・整備と教育・訓練等の実施により、危機管理体制の強化に努めます。

<2年度目（令和4年度）、3年度目（令和5年度）における取り組み方針>

前年度の実施状況・評価を踏まえ、引き続き推進に努めます。

2. 事業計画

(単位：百万円、%)

| 項 目 \ 年 度 | 3年度 | | | 4年度 | | 5年度 | |
|-------------|---------|-------------|---------------|---------|-------------|---------|-------------|
| | 金 額 | 対前年度 計画比 | 対前年度 実績見込比 | 金 額 | 対前年度 計画比 | 金 額 | 対前年度 計画比 |
| 保 証 承 諾 | 115,000 | 100.0% | 25.6% | 120,000 | 104.3% | 125,000 | 104.2% |
| 保 証 債 務 残 高 | 523,000 | 198.1% | 95.1% | 498,000 | 95.2% | 460,000 | 92.4% |
| 代 位 弁 済 | 5,000 | 90.9% | 172.2% | 6,000 | 120.0% | 8,000 | 133.3% |
| 実 際 回 収 | 950 | 90.5% | 103.9% | 950 | 100.0% | 950 | 100.0% |